

会 議 録

名 称	令和2年度第3回子ども施策推進会議
日 時	令和3年3月9日（火） 午前10時00分～12時00分
開催方法	オンライン開催
出席者	（委員）金子恵美会長、高橋貴志副会長、大竹智委員、有村大士委員、片川智子委員、松金一江委員、岡野江里委員、一見貴重委員、鈴木健司委員、山内彩委員、植田泰委員、岩男加代委員、窪岡沙希委員、平塚通彦委員、水野恭子委員、北村衛也委員、平地京子委員、齊藤景子委員、中野尚子委員、村尾勝利委員、田中秀幸委員 欠席：水口紀勝委員、松澤俊明委員、中川博英委員 （事務局）子育て支援部長、子育て支援課長、放課後子ども対策課長、子ども家庭支援センター所長兼児童相談所設置調整課長、保育課長、保育計画課長
配付資料	次第 資料1 目黒区子ども施策推進会議委員名簿 資料2 目黒区放課後子ども総合プラン推進計画案について 資料3 「区立児童相談所設置に向けた基本的な考え方（案）」について 資料4 子ども施策推進会議における、今後の「取組」の進め方について
会議次第	1 開会 2 部長あいさつ 3 議題 4 閉会

会議の結果及び主な発言

1 開会

2 部長あいさつ

3 議題

（1）目黒区放課後子ども総合プラン推進計画案について

説明者：放課後子ども対策課長

資料2により説明した。

【主な発言】

●学童保育クラブとランランひろばの、対象者と活動内容の違いは何か。保護者が就業されているかどうかの違いか。

→学童保育クラブは従前の学童保育クラブと同じ。保護者の就労等家庭の事業に応じ、生活の場所となる。ランランひろばは居場所の提供。家庭の就業の有無は問わない。事業者は共通であるため、学童保育クラブの児童とランランひろばの児童が一緒に遊ぶことが可能であり同一の事業者で児童の見守りが可能。有料・無料の違いはあるが、子どもの居場所としては共通。多様な居場所の提供という主旨である。

●ランランひろばとランドセルひろばの違いは何か。

→ランドセルひろばの活動場所は校庭のみだが、ランランひろばは校庭のほかに一時的に使われていない体育館や特別教室等を活用し、屋内も使用した新しい展開を行っていく。

●学習面のサポートもあるとよいと思うが、指針からは読み取れないが、いかがか。また、勉強が遅れている児童への学習サポートはあるのか。

→学習ができるスペースは設けている。静と動の活動を並行し、安定的な活動を行っていく。また、現時点では学習サポートといった事業展開は考えていない。事業者のプログラムの組み方にもよるが、今後の検討課題とする。

●子ども教室と、学童保育クラブの連携など、新たな展開はあるか。

→現時点では協力体制を組むまでの段階。事業者と一体的にプログラムを組む段階は今後の課題である。

●子どもの権利条約に即し、運営協議会が何を基準にチェックするのか。そのチェック体制と、事業に期待する活動については、住民のかたの多様な意見があると思うがいかがか。

→運営協議会内での協議では、いただいた視点をふまえて進めていく。子どもの居場所づくりについて、事業者の工夫により色々なプログラムを行う中でどんな内容が提供できるか、継続して考えていく。

(2) 「区立児童相談所設置に向けた基本的な考え方(案)」について

説明者：児童相談所設置調整課長

資料3により説明した。

【主な発言】

●設置の開設日はいつ頃か。

→設置に向け、区の方針をまとめている。その後、候補地の選定などを考えていく。児童相談所設置のための基本的な考え方を9月までにまとめ、議論を進めていく。

●設置の前に、セーフティーネットのネットワーク作り・充実が大事では。学校の先生をはじめ、関連施設等の現場の職員や周辺に理解を広め、垣根を超えた勉強会を多数開催して欲しい。

→目黒区子ども条例と児童福祉法の理念をしっかりと体现できるよう取り組んでいく。

虐待の未然防止を主眼においた相談ができることや、様々な子どもと家庭を支援する地域づくりを行い理想の形へつなげていくことを考えている。児童相談所についての意識の醸成を図りながら、地域での見守り・虐待の早期発見の芽を育てていく。

●児童相談の役割を担われているかたについて、これまで、区としては、民生委員がいたということでもいいか。

→地域にいるかたとして、民生委員・主任児童委員が地域で活動している。また、要保護児童対策地域協議会が連携して活動し、情報共有している。

●PTAとの関わりでは、これまでは住区の会議において面識はあったが、関わりが少なかった。現状を把握するために、民生委員・主任児童委員とコミュニケーションをとれる機会がもう1回でもあるとよい。

●未然の虐待の発生防止には賛成する。一人の女性の妊娠、出産から子育てまで、妊婦健診と出産は産科、新生児訪問は保健所、乳幼児健診は小児科と、母子の経過に関する情報が共有されておらず、相談先が一本化されていないという印象。一元化できたらよい。

(3) 子ども施策推進会議における、今後の「取組」の進め方について

説明者：子育て支援課長

資料4により説明した。

子ども施策推進会議小委員会(2月16日開催)の報告

●(高橋副会長)小委員会での議論のポイントは、質につきる。ようやく時間を経て質の議論ができるようになったと捉えていただきたい。質の議論において、何を基準に考えていく

かが大切。国が示した一定程度のスタンダードに上乘せして、目黒区としてどこに軸を置くのか。学識経験者ではわからないところを、子ども施策推進会議委員のかたからどんどん意見を出して欲しい。ただし国の指針を逸脱しないように、基準をしっかりと設け議論を進めていきたい。また、子どもの権利については、学識経験者の有村委員・大竹委員に補足をお願いする。

- （有村委員）子どもの権利については、児童相談所が設置されることから、住民に身近なところに強い権限をもってくることになり、今後、きめ細やかに推進会議で議論ができることは重要である。虐待、障害児、重層的支援の仕組みの動き等、特別なニーズへの対応を住民のみなさんと一緒に発見していくことが大切。特にコロナ禍、権利擁護を中心としたニーズキャッチが大切。
- （大竹委員）子どもの最善の利益を保障するには、子どもの声をどのようにキャッチしていくか、反映していくかが大切。そして、目黒区は「子ども条例」が高らかに宣言されている区でもあり、その実現・施策の推進を補っていく。

【主な発言】

- 目黒区の将来、どういう組織づくりをしていくのか、子育てに関する機能をどうしていくのかを検討していった方がよいのではないかと。児童相談所設置などふまえると、大きく仕組みが変わる。推進会議の場でも取り上げていくのがよいのでは。従来のやり方の踏襲でよいのか。
- 「教育・保育グループ」の教育が弱い。質を考えていくにあたり、「就学前のすべての子どもの教育・保育の質を問い直す」と、幼児教育の文言も入れていただきたい。
→ご意見のとおり書き換えさせていただく。
- 質の基準をどこにおくか、について。国の指針には、「子どもの最善の利益を保障するには、子どもの意見表明権を考えるべきだ」とある。特に学童保育クラブについては、「子どもの権利条約」第31条にある「遊ぶ権利」をしっかりと保障しなければならないと取りまとめに記載ある。しっかりと指針作り等に取り入れて欲しい。

（4）その他

- 現委員の任期中の子ども施策推進会議は本日をもって終了予定であるため、各委員からこれまでの感想等を一言ずついただいた。

4 閉会

以 上